

1 記述対策は択一对策と異なるのか

一番言いたいこと



記述対策は時間軸の把握が大切

まず、皆さんがこれまで学習してきた択一对策を振り返ってみましょう。問題を読んでそれに答えるプロセスは、社会内で生じた私生活上の法的な出来事について、その時点で得られている情報を、ルール（法令・判例・通達）に当てはめれば、答えが出る構造になっています。

例えば、「甲土地に設定されているA名義の地上権を、Bに売りました。甲土地の地上権登記名義を、AからBに移転するための登記申請情報には、AやBの住所証明情報の添付が必要か？」と問われたとしましょう。ここで得られた情報をネット検索風に記載すれば、「地上権 移転 登記 添付 住所証明情報」といったところでしょうか。これらのキーワードから皆さんが思い浮かべるルールは、「移転登記で住所証明情報が必要なのは、所有権である場合の登記権利者についてだ」（不動産登記令別表30ハ）となるでしょう。そして、得られた情報を、思い浮かべたルールに当てはめ、「両者とも必要なし」との答えが出ます。

一方で、皆さんがこれから学習する記述対策では、ルールに当てはめるべき情報を、自力で洗い出さなければなりません。例えば、ある初学者が不動産登記法の記述問題を読み進めると、次ようなことが生じるでしょう。

- ① 問題1ページ目に、「事実関係(2) 令和〇年4月15日、Aが所有権登記名義人となっている甲土地をBに売った。」と書いてあることに気付いた。
- ② 問題3ページ目に、「司法書士Cは、甲土地に関する事実関係(1)から(3)までに基づく登記申請を、令和〇年5月30日に書面で行った。その登記申請情報を解答用紙第1欄に記載しなさい。」と書いてあることに気付いた。
- ③ 解答用紙第1欄を見ると、「登記の目的」、「原因及びその日付」や添付情報の記入枠等があることに気付いたので、とりあえず事実関係(2)については、「所有権移転」、「令和〇年4月15日売買」と記入するのだと思った。
- ④ 問題5ページ目に、「注意事項(1) 登記原因及び登記申請に必要な許可、同意及び承諾は、すべて令和〇年5月20日に得られた。」と書いてあることに気付いた。
- ⑤ 問題7ページ目から9ページ目に掲載されている登記記録を見て、甲土地が農地であることに気付いた。
- ⑥ 問題11ページ目から15ページ目に掲載されている戸籍全部事項証明書等を見て、Aが令和〇年5月10日に死亡し、唯一の相続人がDであることに気付いた。

この場合、③で行った構想は、最終的には誤りであったことになります。③の時点で得られていた情報は「所有権移転 令和〇年4月15日 売買」くらいでしたので、「所有権移転／令和〇年4月15日売買」と答えたいのはわかります。しかし、最後まで読んで得られた情報は、「1件目；A→D移転 令和〇年5月10日 相続」、「2件目；D→B移転 令和〇年5月20日 売買 許可アリ」になりますので、1件目として「所有権移転／令和〇年5月10日相続」、2件目として「所有権移転／令和〇年5月20日売買」と答えることになります。

ここで気付いてほしいことがあります。当てが外れた原因は、得られた情報と思いつかべたルールのうち、どちらにあったのでしょうか。もちろん、得られた情報です。誤りの原因はルールにはありません。これは当然すぎる話ですが、択一問題では「移転登記で住所証明情報が必要なのは、所有権である場合の登記権利者についてだ」というルールが、記述問題になったら突然「移転登記で住所証明情報が必要なのは、すべての登記権利者についてだ」と化けたりしません。

記述対策のことを、「択一对策で得た知識の上に、別物の知識を追加しなければならない作業だ」と、漠然とした不安を感じている受験生は少なくありません。そういったことはないので、安心してほしいと願っています。択一对策で得た知識は、そのまま記述対策で利用できます。

択一对策の学習では抽象的な内容も多かったので、「こんなことを勉強して、社会のどんな場面に使うのだろう？」と感じたこともあったと思います。記述問題は、司法書士が相談者の課題を2～3か月かけて解決するストーリーで作られていますので、抽象的な知識が具体的なものに変化することもあるでしょう。記述対策を怖がらず、楽しみましょう。

まとめ

- ① 問題を解く行為（得られた情報を思いつかべたルールに当てはめる）について、択一と記述に差はない。
- ② 択一問題と記述問題の解答に適用されるルール（法令・判例・通達）は、同じ。
- ③ ルールに当てはめる前に行う、問題文からの情報の取得と整理が決め手となる。